

第 6 講 知的財産権に関する他の法律及び条約

第 1 講 関係法律の系統



知的財産関連法と憲法、民法等の国内法との関係はどうなっているのですか



日本の主な法律を大別すると、憲法、行政法、民法、商法、刑法、社会法、経済法、国際法及び民事・刑事訴訟法となります。

知的財産関連法は経済法の範疇に入りますが、私有財産と言う観点で憲法や民法・刑法訴訟法が深く係わっています。

知的財産はその大部分が世界共通の基準で保護されています。日本の知的財産関連法はほとんどパリ条約、ベルヌ条約等の国際条約と整合のとれたものとなっています。知的財産関連の主な国際条約は第 5 講の WIPO に掲載してあります。



なお、日本では 2002 年 12 月に「知的財産基本法」が制定されました。これは以下の通り、知的財産の創造・保護・活用に関する基本理念とその実現を図るために基本事項を定め、国、地方公共団体、大学、企業の責務を明らかにし、「推進計画」を策定し、「知的財産戦略本部」を設置し、これらを集中的かつ計画的に推進することを目的とするものであって、知的財産権の権利等の具体的な事項は、これでは定められてはいません。

第 1 条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況に鑑み、新たな知的財産の創造及びその効果的な活用による付加価値の創出を基軸とする活力ある経済社会を実現するため、知的財産の創造、保護及び活用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国、地方公共団体、大学等及び事業者の責務を明らかにし、並びに知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画の作成について定めるとともに、知的財産戦略本部を設置することにより、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進することを目的とする。



関係法令の系統

「権利」という観点で各法律を系統的に見ると下記のようになります

憲法第 29 条 [財産権]

財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

憲法第 11 条 [基本人権の享有]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

民法第 206 条 [所有権の意義・内容]

所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有者ノ使用、収益及ビ处分ヲ為ス権利ヲ有ス。

民法第 709 条 [不法行為の一般的要件・効果]

故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生ジタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

刑法第 230 条 [告訴権者]

犯罪により害を被った者は、告訴をすることができる。

特許法第 29 条 [特許の要件]

産業上利用することができる発明をした者は、次に掲げる発明を除き、その発明について特許を受けることができる。

特許法第 33 条 1 特許を受ける権利は、移転することができる。

特許法第 68 条 [特許権の効力]

特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有する。以下省略

特許法第 196 条 [侵害の罪]

特許権又は専用実施権を侵害した者は、5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金に処す。

商標法第 25 条 [商標権の効力]

商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。以下省略

著作権法第 17 条 [著作者の権利]

著作者は、著作者人格権(条文省略)及び著作権(条文省略)を享有する。

著作者人格権及び著作権の享有には、いかなる方式の履行を也要しない。

著作権に含まれる権利の種類 [第 3 章]

- 複製権 (第 21 条) 上演権及び演奏権 (第 22 条) 放送権、優先放送権等 (第 23 条) 口述権 (第 24 条) 展示権 (第 25 条) 上映権及び領布権 (第 26 条) 貸与権 (第 26 条の二) 翻訳権、翻案権等 (第 27 条) 二次的著作物の利用に関する著作者の権利 (第 28 条) 出版権、著作隣接権他

罰則 [第 7 章]

第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金に処す。

1. 著作者人格権、著作権、出版権又は著作隣接権を侵害した者

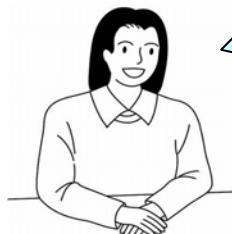
2. 嘉利を目的として、自動複製機器を著作権、出版権又は著作隣接権の侵害となる著作物又は実演等の複製に使用させた者

第 120 条から第 122 条まで省略

第 123 条

第 119 条及び第 121 条の二の罪は告訴をまって論ずる。

第2話 知的財産関連法に関する国内法及び条約



知的財産関連法と民事訴訟法との
関係はどうなっているのですか



特許法、実用新案法、意匠法及び商標法では民事訴訟法の準用が多くあります。

主な準用：a . 証拠調べ、証拠保全(民訴 913 条から 278 条までの一部)、b . 通訳の立会い(民訴 154 条)、c . 調書(民訴 160 条)、d . 再審(民訴 3338 条)他。

特許庁は行政府ですから人を裁くことはできません。特許権侵害行為、不法行為、信用を失墜させる行為、消費者を欺く行為等を裁き、罰則を適用するのは裁判所です。

特許発明の技術的範囲の認定も裁判所です。(特許庁は判定のみ)

また特許法は裁判所との関係も定められています。その主なものは、a . 特許庁が行つた特許取消決定又は審決に関する訴えは東京高等裁判所の専轄とする(特許法 178 条)、b . 書類の提出命令(特許法 105 条)、c . 信用回復の措置(同 106 条)、特許庁または裁判所の手続の中止(同 54 条)等です。

なお米国では 1982 年に特許庁の管轄化にある特許、意匠及び商標の事件専門の連邦控訴裁判所 (CAFC) を開設しました。この CAFC において特許権を広く解釈する判例が主流になり、米国でのプロパテントの法理が一気に加速しました。日本にも日本版 CAFC を設立する動きがあります。現在は東京と大阪の裁判所に知的財産専門の部門を設け、充実する方向で対処しています。



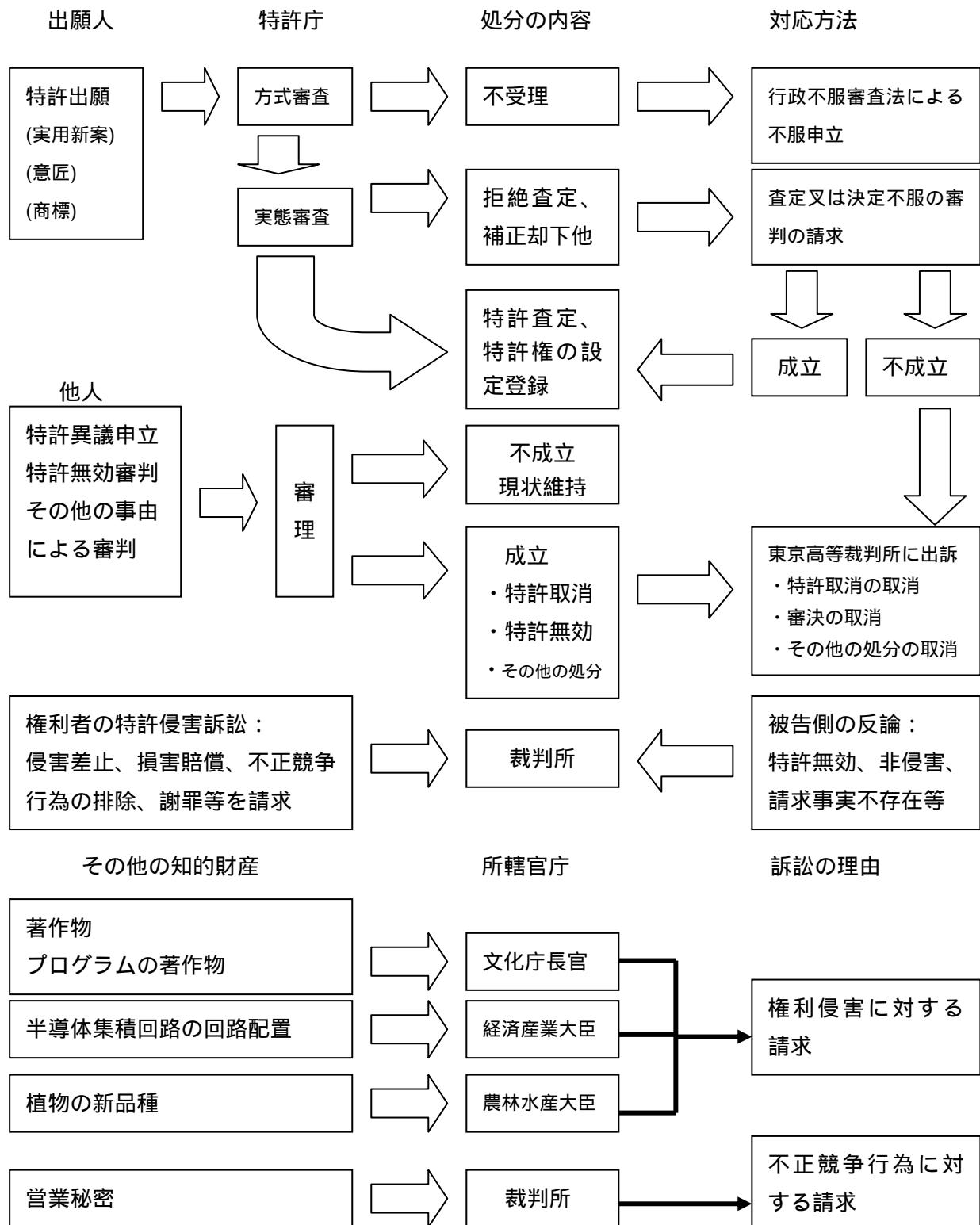
国内法と条約や協定との関係は
どうなっているのですか



日本の知的財産関連法は基本的には国際条約や協定の強制条項に準拠しており、裁量条項は関連国内法等を含めて対応しています。特許、実用新案、意匠及び商標はパリ条約、マドリッド協定等に、著作権はベルヌ条約等にそれぞれ準拠しています。

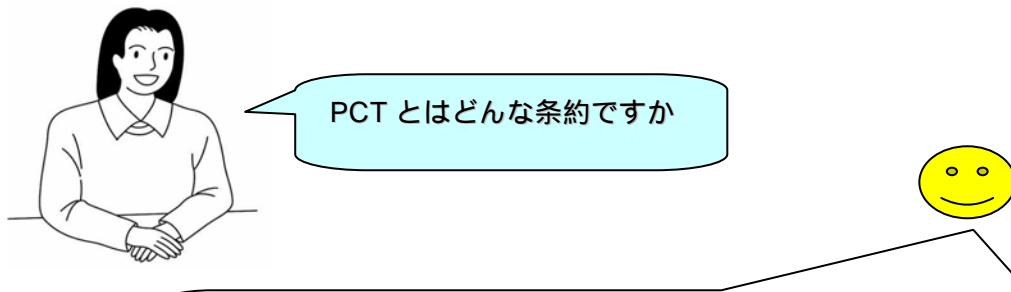
その他に特許、実用新案には「特許協力条約」があり、特許法に「特許協力条約に基づく国際出願に係る特例」があります。商標に関する「マドリッド協定の議定書」に対しては、商標法に「マドリッド協定の議定書に基づく特例」があります。前者の特例は、外国語（英語）による出願の容認とその外国語出願に優先権を付与するなど従来の法律とは枠組みの異なる条文です。後者の特例は、商標の国際登録出願等に関する事項です。

知的財産に関する処分とその対応



注：営業秘密は権利ではないが、営業上の被害者は不正競争行為の差止めや損害賠償の請求ができる。窃盗等の刑法上の犯罪行為、民法上の不法行為は別に処罰される。米国では営業秘密について経済スパイ法による保護もある。

第3話 特許協力条約（PCT：Patent Cooperation Treaty）



PCTは1970年にワシントンで調印され、1978年1月に発効したパリ条約を補完する条約です。パリ条約では審査主義も無審査主義も容認されており、審査主義を採用している国の中では同一出願人の同じ発明を各國がそれぞれ別々に審査するため、審査業務が重複することになっていました。一方、出願人も優先期間（1年）内に各國のルールに沿って、それぞれの国の言語でそれぞれの国に出願しなければならないため、そのための費用と労力は大変なものでした。こうした状況を開拓し、出願人も各國の特許庁も便利になる方法として取決められたのがPCTです。すでに加盟国は100ヶ国以上になっています。

PCTの原本（正文）は英語とフランス語で書かれています。それ以外にスペイン語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア語等の公定訳文が用意されています。

PCTの主な制度と規定は次の通りです。

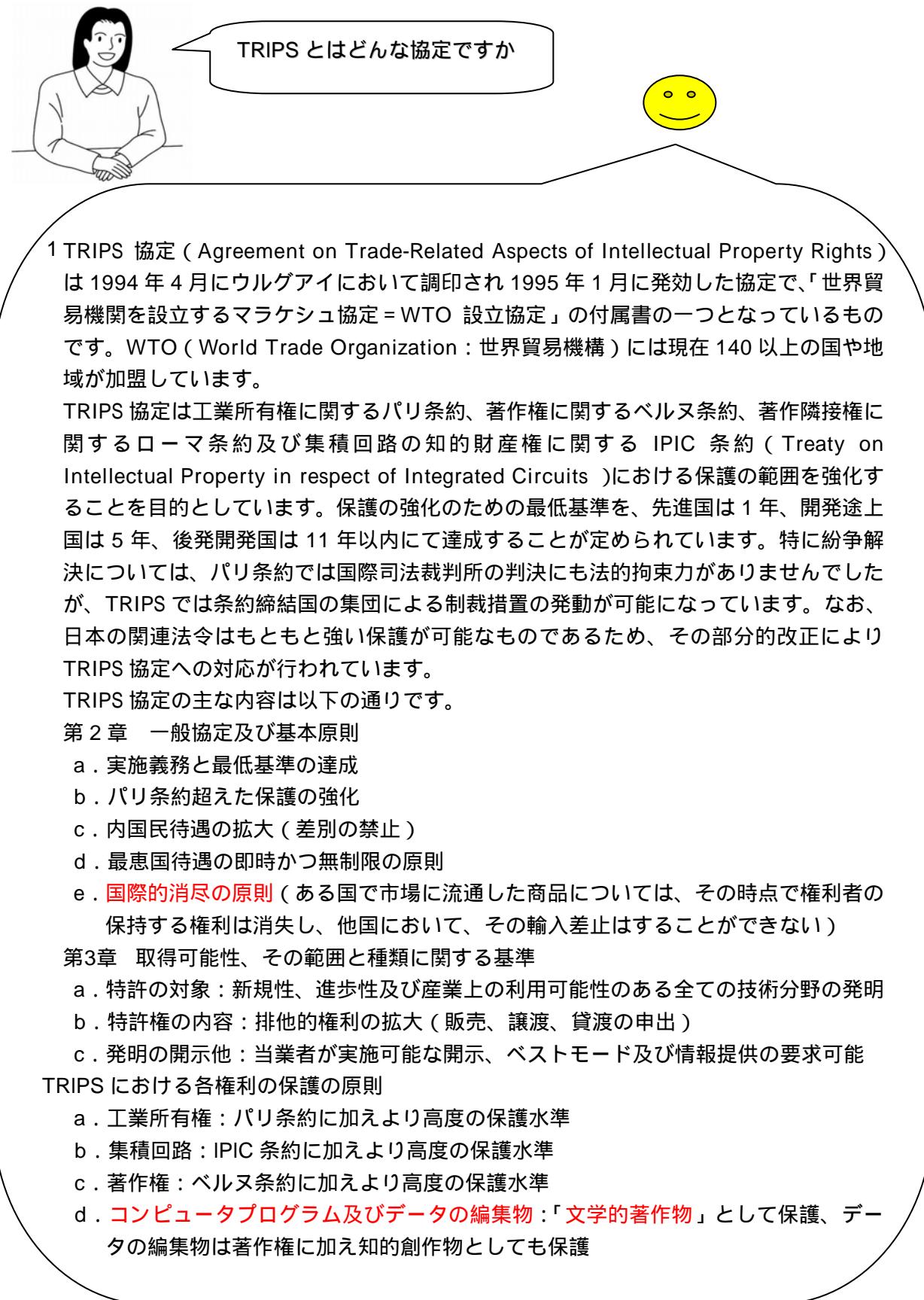
- a . 国際出願制度：国際出願の方式に準拠した国際出願をある国に出願すると、多数国に出願したことと同じ効果をもつ制度（3条他）
- b . 国際審査制度：国際調査機関が国際出願に係る発明の先行技術を調査する制度（15条他）
- c . 国際公開制度：国際事務局が、国際出願日が認められた国際出願を、優先日から原則として18ヶ月を経過した後にその出願内容を公開する制度（21条）
- d . 国際予備審査制度：国際予備審査機関が、その発明の新規性、進歩性、産業上の有用性について拘束力は持たない予備的な調査をする制度（第2章）
- e . 技術情報提供業務：国際事務局が、開発途上国のために、公表された特許及び関係情報を提供する業務（50条）
- f . 技術援助：開発途上国の特許制度の発展を目的とする技術援助をする（51条）

なお、PCTの対象は特許のみで、意匠、商標その他の知的財産は含まれていません。

また日本で国際出願の受理、国際調査及び国際予備調査を行うのは特許庁です。

さらに日本の特許法には、PCTの施行に伴い第9章「特許協力条約に基づく国際出願に係る特例」が設けられました。詳細は第7講「特許法」で説明します。

第4話 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）



第5話 パリ条約の主な条文と国内法との関係

パリ協約	特許法	意匠法	商標法
第1条 同盟の形成・工業所有権の保護の対象			
第2条 同盟国の国民に対する内国民待遇	特許法 25条、15条 8条、	特許法準用、68条	同左、77条
第3条 同盟国の国民とみなされる者	特許法 25条、	特許法準用、68条	同左、77条
第4条 優先権	特許法 39条、29条 79条、69条、3条 43条、193条、44条	9条、3条、29条 66条、特許法の準用	5条の2、8条、4条 32条、75条 特許法の準用
第4条の2 各国特許の独立	特許法 67条		
第4条の3 発明者掲載権	特許法 28条	62条	71条の2
第4条の4 販売が法律によって制限されている物に係る発明の特許性	(特許法 32条、公序良俗)	準用	準用
第5条 不実偽・不使用に対する措置	特許法 2条、83条 94条、187条	2条、64条、準用	50条、35条、30条 31条、53条、73条、準用
第5条の2 工業所有権の存続のための料金納付の猶予期間、特許の回復	特許法 112条、112条の2	44条、44条の2、	20条、43条、21条、
第5条の3 特許権の侵害とならない場合	特許法 69条、	準用	
第5条の4 物の製造方法の特許の効力	特許法 2条、		
第5条の5 意匠の保護		1条	
第6条 商標の登録の要件、各国の商標保護の独立			3条、4条、5条、5条の2 6条、19条、20条
第6条の2 周知商標の保護			4条、15条、32条、46条 47条
第6条の3 国の紋章等の保護			4条、15条、46条
第6条の4 商標の譲渡			24条の2、4条、3条 19条、20条、
第6条の6 サービスマーカーの保護			1条、2条、
第6条の7 代理人、代表者による商標の登録・使用的規制			53条の2、53条の3
第7条 商標の使用される商品の性質の無制限			6条
第7条の2 団体商標の保護			7条、4条
第8条 商号の保護			4条
第9条 商号の不法付着の取締			36条
第10条 原産地等の虚偽表示の取締、			(不正競争防止法)
第10条の2 不正行為の禁止、			(不正競争防止法)
第10条の3 商標・商号不正付着、原産地等の虚偽表示、不正行為を防止するための法律上の措置			(不正競争防止法)
第11条 博覧会出品の仮保護	30条	4条	9条
第12条 工業所有権の特別の部局、中央資料館の設置等	66条	20条	18条
第13条 同盟の総会			

追補：人格権と日本国憲法

発明者、考案者、創作者、使用者、著作者等が享有する知的財産権は人格権に基づく権利である。人格権はわが国の憲法第11条 [基本的人権の享有] 「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」として保証されている。